

資料

(1) 桶川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

桶川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成18年3月31日

告示第77号

改正 平成30年3月29日告示第66号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2に基づき、要保護児童の早期発見並びに要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）への適切な支援を図るため、桶川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することを目的とする。

(事業内容)

第2条 協議会は、要保護児童等に対する支援、広報啓発活動等に関する協議及び調整を行うとともに、必要な情報交換を行う。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関に所属する者をもって組織する。

2 協議会を円滑に運営するため、協議会に代表者会議、実務者会議及び事例検討会議を置く。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、関係機関の代表者をもって組織し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、実際に活動する実務者をもって組織し、次の各号に掲

げる事項について協議する。

- (1) 定例的な情報交換及び事例検討会議で課題となった点のさらなる検討
- (2) 要保護児童等の実態及び支援事例についての総合的な把握
- (3) 要保護児童等の対策を推進するための広報啓発活動
- (4) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への活動報告
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項
(事例検討会議)

第6条 事例検討会議は、実際に要保護児童等に対する支援を担当する担当者をもって組織し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認
- (2) 要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価
- (3) 要保護児童等に対する支援方針の確立及び役割分担の決定
- (4) 要保護児童等を担当する機関及び担当者の決定
- (5) 要保護児童等に係る支援方法及び支援計画の検討
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

2 事例検討会議は、必要に応じて、協議会に属していない機関に協力を求めることができる。

(要保護児童対策調整機関)

第7条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、健康福祉部子ども未来課を指定する。

(平成30告示66・一部改正)

(要保護児童対策調整機関の業務)

第8条 調整機関は、法第25条の2第5項の規定により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関する業務
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関する業務

(3) その他協議会運営に関して必要な業務

(会議の招集)

第9条 代表者会議、実務者会議及び事例検討会議は、調整機関が招集する。

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員又は協議会の構成員であった者は、法第25条の5の規定により、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部子ども未来課が行う。

(平成30告示66・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第76号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第66号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第66号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

児童福祉関係	埼玉県中央児童相談所
	桶川市社会福祉協議会
	桶川市民生委員・児童委員協議会
	民間保育施設
保健医療関係	桶川北本伊奈地区医師会桶川支部
	北足立歯科医師会桶川支部
	桶川市接骨師会
	埼玉県薬剤師会桶川支部
	埼玉県鴻巣保健所
教育関係	桶川市私立幼稚園協会
	桶川市小中学校長会
	桶川市教育委員会事務局
警察・消防関係	埼玉県上尾警察署
	埼玉県中央広域消防本部桶川消防署
行政機関	桶川市の機関

(2) 桶川市要保護児童対策地域協議会による検証経過

日付	検証	概要
平成30年7月9日	第1回臨時代表者会議	事例報告等
平成30年7月12日	桶川市健康福祉部 連携強化会議	健康福祉部内係長を 対象とした内部会議
平成30年7月18日	第1回臨時実務者会議	事実確認等
平成30年8月8日	第2回臨時実務者会議	課題抽出等
平成30年8月31日	第3回臨時実務者会議	提言の整理等
平成30年9月27日	第4回臨時実務者会議	報告書確認等
平成30年11月1日	第2回臨時代表者会議	検証結果報告等

(3) 桶川市要保護児童対策地域協議会登録児童の推移

①実務者会議による進行管理を行っている児童数

単位：人

	第1回	第2回	第3回	第4回		
平成25年度	55	54	55	57		
平成26年度	49	61	59	54		
平成27年度	61	64	59	61		
平成28年度	68	55	59	66		
平成29年度	64	66	71	76	第5回	第6回
平成30年度	76	90	83	-	-	-

②事例検討会議の実施回数

単位：回

平成25年度	8
平成26年度	12
平成27年度	6
平成28年度	7
平成29年度	7

(4) 児童虐待に関する相談・通告件数等の推移

①相談・通告内容

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
身体的虐待	5	14	13	10	22
心理的虐待	32	34	24	29	30
ネグレクト	9	8	10	11	20
性的虐待	1	0	0	2	2
育児支援	0	0	0	0	0
合 計	47	56	47	52	74

②通告者・相談者

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
父母（本人）	0	0	0	0	0
家族（親戚）	1	0	0	0	0
近 隣	6	1	3	3	0
医療機関	0	0	1	0	0
幼稚園 ・ 家庭保育室	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0
学 校	1	1	0	0	1
民生委員・児童委員	0	0	1	0	0
消防署	0	0	0	0	0
保健センター	0	3	3	0	1
他市区町村	8	5	1	10	16
放課後児童クラブ	0	0	0	0	0
保育所	1	0	1	1	1
児童相談所	26	46	35	38	55
その他	3	0	1	0	0
合 計	47	56	47	52	74

③虐待者別件数

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
両親	0	0	0	0	0
実母	19	17	21	20	23
実父	23	34	22	25	35
養・継母	1	1	0	0	0
養・継父	1	1	4	2	7
その他	3	3	0	5	9
合計	47	56	47	52	74

④対象児童の年齢別件数

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
0～3歳未満	16	13	12	10	20
3歳～就学前	11	7	7	16	12
小学生（低）	6	14	9	8	9
小学生（高）	3	9	8	6	12
中学生	9	9	10	8	18
その他	2	4	1	4	3
合計	47	56	47	52	74

⑤対応別件数

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
一時保護	1	2	2	2	3
継続対応	4	5	1	1	13
地域支援・見守り	8	9	8	10	9
状況確認のみ	33	39	36	39	49
(内 児童相談所への情報提供)		(36)	(30)	(36)	(48)
相談のみ	1	1	0	0	0
児童施設	0	0	0	0	0
母子生活支援施設	0	0	0	0	0
里親	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	47	56	47	52	74